備　考
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
研修センター 03(3234)4651

注意事項

1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

宅地建物取引士証

氏　名　村木　祐志
（昭和57年12月30日生）

住　所　東京都品川区東大井３－６－６

登録番号　（東京）第242770号

登録年月日　平成28年6月2日

令和９年３月８日まで有効

東京都知事　小池　百合子

交付年月日　令和４年３月９日

発行番号　第２１１３１９２５３号